

## 令和3年1月教育委員会定例会会議録

1 期 日 令和3年1月22日（金） 開会 午後2時00分  
閉会 午後3時13分

2 場 所 旭市役所海上支所3階会議室

3 出席委員 諸持 耕太郎（教育長）  
鏑木 俊一（教育長職務代理者）  
鈴木 典男  
富山 理  
島田 恒

### 4 出席職員

庶務課長	杉本 芳正
学校教育課長	加瀬 政吉
生涯学習課長	八木 幹夫
体育振興課長	柴 栄男
庶務課副課長	飯島 和則
学校教育課副課長	多田 仁
学校教育課副課長	中川 浩
生涯学習課副課長	加瀬 美智子
生涯学習課副課長	島田 昌志
体育振興課副課長	寺嶋 和志
庶務課庶務班副主幹	田中 有希子

### 5 教育長開会宣言

### 6 教育長挨拶

- ・令和3年になりまして、本年も委員の皆様方よろしく申し上げます。  
現在二度目の緊急事態宣言発令中でありまして、国や県の方針を踏まえ市の新型コロナウイルス感染症対策本部会議で共通理解をしながら、各課対応しているところであります。特に公共施設利用については、午後7時半までとしておりまして、学校関係では音楽や体育の指導場面で一部留意すべき点があるなど、また土日の部活動は中止としております。今一度皆で注意をしまして、なんとか期間中に減少傾向に移って欲しいと願っております。
- ・本日は、7件の議案が上程されておりますので、ご審議をお願いいたします。

7 会議録署名委員の指名 鈴木 典男委員 富山 理委員

8 教育委員会報告

- ・資料により委員会報告及び行事予定を説明する。

9 議案

- 議案第19号 令和3年4月の組織改正等に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について
- 議案第20号 令和3年4月の組織改正等に伴う関係教育委員会訓令の整備に関する訓令の制定について
- 議案第21号 令和3年4月の組織改正等に伴う関係教育委員会告示の整備に関する告示の制定について
- 議案第22号 旭市コミュニティ施設の管理及び運営に関する規則の制定について
- 議案第23号 旭市社会教育施設及び社会体育施設使用料減免の基準に関する要綱の一部を改正する告示の制定について
- 議案第24号 旭市民ギャラリー管理運営要綱を廃止する告示の制定について
- 議案第25号 旭市放課後児童健全育成事業運営要綱の一部を改正する告示の制定について

【教育長】

- ・議案第19号から議案第25号を議題とする。
- ・議案第19号から議案第25号の提案理由を求める。

【庶務課長】

- ・議案第19号から議案第21号について、提案理由を説明する。

【学校教育課長】

- ・議案第19号について、補足説明する。

【生涯学習課長】

- ・議案第22号から議案第24号について、提案理由を説明する。

【学校教育課長】

- ・議案第25号について、提案理由を説明する。

## 《質疑》

### 【委員】

- ・組織の再編については改善するためにこうなったと思いますが、学校教育課を室にした理由について、学校教育課長が少し触れていましたが、あまりよくわかりませんでしたので。課から室になった訳ですが、どういうメリットがあるのか、その辺を教えてもらいたい。それから2つ目として、一つの課になって職員の人数はどうなるのか。同じ人数を確保できるのか、或いは減るのか。次に3つ目ですが、市の組織でみると室長という職は今までなかったと思いますが、室長は副課長相当なのか、課長相当なのか。それから、議会や課長会議などに室長は出席するのか。4つ目ですが、指導室があると思いますが、班にも指導班があり一般の人には同じような名前でも分かりづらいかと思います。最後に、事務分掌で例えば11ページの学校教育課の学務班ですが、6番、9番の記載が右側の改正案にはないようですので、なくなったのか他にあるのか教えて欲しい。

### 【庶務課長】

- ・まず、室にした理由とメリットですが、教員と行政職がありますが、学校教育指導室にすることによって、行政の部分については専任しなくてもよくなり、指導班に専任してもらうように考えております。室長の権限と議会对応と重なりますが、室長については課長相当職と考えております。ただし、議会や課長会のような行政に関係するものについては、出席しないようになります。それから、人員については現在より2人減の予定です。また、指導室と指導班が分かりづらいのではというご意見ですが、それについては議論しましたが最終的にこのように決めさせていただきました。また、事務分掌で、臨時休業や校長会議に関すること等が削除されましたが、これについては通常的に行っているため改めて明文化せずに整理したものです。

### 【委員】

- ・2人減ということですが、指導主事に関してはどうなりますか。

### 【庶務課長】

- ・指導主事に関しては1人減となります。

### 【委員】

- ・給食班で伺いたいのですが、現行に学校給食センターの予算及び経理に関することとありますが、今までは給食班で全部やっていたのを今後はやらないのですか。改正案は、給食費に関することとなっているので請求だけですか。事務が他に移りますか。

**【庶務課長】**

- ・事務については今までどおりで、文言の整理となります。今まで給食費の徴収については、学校でやっていたため事務分掌に載っていませんでしたが、給食班で行っていますので今回追加したものです。予算についてもこれからも行いますが、他の班とあわせて明文化しないものとなりました。

**【委員】**

- ・学校教育指導室はほとんど学校からになりますか。それから指導班というのは、学校から来た職員も入るのか、行政職だけなのか。

**【庶務課長】**

- ・半分ずつのようになります。指導班の指導主事は、指導室の職を兼ねるようになります。指導班の行政職は、指導室の職は兼ねません。

**【教育長】**

- ・現在も指導班と学務班に、指導主事と管理主事がいまして、名称は変わりますが、ほぼほぼやる内容は同じかなと思います。最終的に決まりましたら、また例示したいと思います。

**【委員】**

- ・指導室というのは、学校からの職員だけになりますか。

**【庶務課長】**

- ・そうです。

**【委員】**

- ・今より指導主事が1人減るということですが、現在何人いますか。

**【学校教育課長】**

- ・指導主事は6人います。

**【委員】**

- ・6人が5人になり、負担が大きくなりませんか。

**【学校教育課長】**

- ・この後、業務等の整理をして、少し見直しを図らないといけないなということで、判別しているところです。

**【委員】**

- ・5人ではとても教科を負いきれないでしょう。そうすると、免許外の教科も指導することになるのでは。

**【学校教育課長】**

- ・今後学校訪問の形態についても、考えていかなければいけないと思います。指導主事5名で全ての教科を担当することは難しいので、協力員という形で現場のほうに力を頂くようなことで考えております。

**【委員】**

- ・複数の教科を持つのは、指導主事本人にとっては別の勉強になると思います。負担は大きくなるとは思いますが。

**【委員】**

- ・現状についてお聞きしたいのですが、4月からタブレットが子どもたちに配られるという中で、色々とデジタル化をしていかなければなりません。会議資料も色々と出されますが、こういうものについてもどのくらいデジタル化ができるのか、スケジュールをお聞きしたい。具体的に言えば、こういう議案にしても、提案理由くらいは紙でもいいですが、内容についてはある程度デジタル化していったほうが、働き方改革にもつながっていくと思います。例えば、新旧対照表ですが、おそらく原本は色分けしてあると思います。変えるところは赤、変えられたところは緑など、我々も非常に見やすいということもあります。ただ、事務局から言わせるとフォーマットが色々と今まで長い間のものがありますので、変えるとなると大変だと思いますが、どこかで考えなければならないということと、一番大変なのは、こういうのを精査して誤字誤植、脱字を見る時間が膨大な時間になる。さらに、紙にすると委員全員分用意することになりますので、そういうのを含めていい機会だと思います。進捗について、100とした場合、現在どの辺なのかお聞きしたい。

**【庶務課長】**

- ・会議資料のデジタル化ですが、市議会のほうでデジタル化を進めるために準備しているようです。その様子を見まして、教育委員会でも進めていくようなスケジュールを組んでいきたいと思います。実際にまだ詳細は分かっておりませんので、この場では説明ができませんが、分かりしだい説明させていただきます。

**【委員】**

- ・一気に変えるのは不可能だと思います。事務方に見れば、恐らくそれを

やると、倍ぐらい大変な業務になると思います。また、紙の資料が欲しいという人もいると思います。ただ、それでは前に進みませんし、子ども達もそういう形で進んでいくとなれば、同じようなペースで進めたほうが良いと思いますので、是非そうして欲しいと思います。

議案第19号 令和3年4月の組織改正等に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について

- ・議案第19号については、全会一致で可決する。

議案第20号 令和3年4月の組織改正等に伴う関係教育委員会訓令の整備に関する訓令の制定について

- ・議案第20号については、全会一致で可決する。

議案第21号 令和3年4月の組織改正等に伴う関係教育委員会告示の整備に関する告示の制定について

- ・議案第21号については、全会一致で可決する。

《質疑》

【委員】

- ・コミュニティ施設というのは、干潟にある3つ位のものでよね。社会教育施設は、公民館とかそういうものかと確認しようとしたのですが、課長から説明がありました。それで、45ページになりますが、ここにコミュニティセンターやふれあいセンター等が入ったということは、今まではコミュニティ施設で支所の管理だったと思いますが、これがなくなって社会教育施設になるということですか。

【生涯学習課長】

- ・考え方としては、教育委員会規則になりますので教育施設になります。元々支所があった時は総務課の所管でした。支所がなくなることによって、今後出張所になります。本来なら市民生活課が担当になりますが、現実的には管理が難しいということで、干潟公民館を拠点に干潟地区をトータルで管理していこうということです。現在、味噌づくりが盛んに行われていますが、昨年度は公民館の改修がありましたので、一部講座やサークル等、利用者が増えている状況です。そういった観点から、教育施設として利用を考えていこうということで、この度の改正となりました。

**【委員】**

- ・その点については分かりました。その他に、旭市コミュニティ施設というの  
はありますか。もしないのなら、社会教育施設に変えたのならコミュニティ  
施設の管理はなくなってしまうのではないのでしょうか。

**【生涯学習課長】**

- ・実際には、今4か所あります。ほとんど使用されていませんが、改善センタ  
ーがあります。

**【委員】**

- ・改善センターはなくなったのでは。

**【生涯学習課長】**

- ・施設は使っていませんが、建物は残っておりまして、設置管理条例が残って  
おります。解体されてから条例を廃止する予定です。こちらは移管されませ  
んので、総務課か行政改革推進課で、今後手続きされていくものと考えてお  
ります。

**【委員】**

- ・コミュニティ施設という総称でいうと、児童クラブとか区民館とか公民館等  
全部、そういう施設を英語でそういう言い方をしますが、固有名詞なんです  
か。

**【生涯学習課長】**

- ・広くコミュニティということで、おっしゃる通りだと思います。今申し上げ  
た4施設については、旧干潟町の時に町が設置した施設です。今は区民館や  
地域のコミュニティは、区のほうで建てて、該当すれば市から補助金という  
形で支援を受けられるようになっていますので、設置の方法が異なっていま  
す。

**【委員】**

- ・名前は一緒なんですね。

**【生涯学習課長】**

- ・名前は法律的な縛りがないので、当時付けた名前が残っているのだと  
思います。

議案第 2 2 号 旭市コミュニティ施設の管理及び運営に関する規則の制定について

- ・議案第 2 2 号については、全会一致で可決する。

議案第 2 3 号 旭市社会教育施設及び社会体育施設使用料減免の基準に関する要綱の一部を改正する告示の制定について

- ・議案第 2 3 号については、全会一致で可決する。

《質疑》

【委員】

- ・旭市民ギャラリーは、飯岡支所にあるのですか。

【生涯学習課長】

- ・場所は飯岡支所の 2 階で、元の町長室の周辺 2 部屋位を使用して、ギャラリーとして利用しております。

【委員】

- ・どのくらい利用されてきましたか。

【生涯学習課長】

- ・利用自体は少ないと思いますが、平成 1 8 年度から利用されてまして、1 8 年度は 1 7 日、1 9 年度は 1 8 日、直近ですと令和元年度に 9 3 日利用されておりますが、一般の方の利用はここ数年ありません。市の検診や端末の作業での利用になっております。

【委員】

- ・銀座ギャラリーとか飯岡駅前にある施設は、どこで管理していますか。

【生涯学習課長】

- ・まず、銀座通りにあります市民ギャラリーは商工観光課が所管しておりますが、定期的な利用をいただいております。海上ふれあい館ですが、こちらは生涯学習課が所管しておりますが、年間通じて利用が高く、1 0 0 パーセントに近い利用をいただいております。市民ギャラリーは、利用率が落ちていると聞いております。



## 議案第24号 旭市民ギャラリー管理運営要綱を廃止する告示の制定について

- ・議案第24号については、全会一致で可決する。

《質疑》

【委員】

- ・今日だけ延長とか、明日だけ延長という時は、料金はかかりますか。

【学校教育課長】

- ・一日でも利用したら延長料金をいただきます。

【委員】

- ・後からの請求ですか。

【学校教育課長】

- ・そうです。

【委員】

- ・土曜日の学校休日の通常保育時間について、8時から6時までとなっており職員の労働時間が長くなりますが大丈夫ですか。

【学校教育課長】

- ・学童の支援員については、通しで勤務しているのではなくシフトを組んでやっております。また、児童の人数によってその日の支援員の人数を変えながら、超過勤務にならないようにしています。

## 議案第25号 旭市放課後児童健全育成事業運営要綱の一部を改正する告示の制定について

- ・議案第25号については、全会一致で可決する。

### 10 その他

【学校教育課長】

- ・緊急事態宣言期間中の学校の対応（要旨）
- ・学校教育課便りについて説明する。
- ・給食だよりについて説明する。

**【生涯学習課長】**

- ・成人式中止による記念品、冊子の作成について
- ・旭市生涯学習施設等再編について

《質疑》

**【委員】**

- ・青年の家と体育館、市民会館を解体して、跡地の利用について何か計画がありますか。

**【庶務課長】**

- ・今のところ未定です。

**【委員】**

- ・ICT教育推進委員会が設置されて既に活動していると思いますが、これは有効になると思います。タブレットについては学校のほうも難しいのではないかと思います。それから、学校教育課からありました対応については、緊急事態宣言中ということで、2月7日までですよね。これが延期されるかもしれないのはっきりわかりませんが、その中で気になったのが、2の(7)に校外で行う行事は行わないというところです。新聞に、成田空港から飛行機に乗って2、3時間機内で勉強してきたという記事が出ていました。修学旅行の代替として行っている学校があるようです。修学旅行だけではなく遠足についても行けなかったものを代替として計画を持っているところがあるようですが、市内ではどうですか。

**【学校教育課長】**

- ・小学校6年生と中学校3年生の修学旅行の代替行事については、ほぼ実施できている状況です。まだ2校ぐらい出来ていないところがありますが、ゼロではないということです。小学校でいうと1泊2日を1日、2日と分けて、違う場所へ行くなど工夫をして代替行事を行っているところです。また、2月7日で宣言が解除された場合、本地域の感染状況のレベルは1という判断でいいのかなと思います。感染レベル1の対応となりますと、だいぶ学習活動については緩くなっていくのではと考えております。当面の間という表現を使っておりますので、もし宣言が解除されれば市のほうでもコロナ対策本部会議を招集して、これからの対応について協議することになると思います。それに伴って、対応についても決めていきたいと思っております。

**【委員】**

- ・悩むところですよ。解除されればレベル1になって活動も広がってくると

と思いますが、解除されずに延長になれば計画していたものもまたできなくなってくる状況にあるので、学校は対応に苦慮されていると思います。私も自粛でかなりストレスが溜まっていますが、先生方もそういった面で苦慮されていると思います。

**【委員】**

- ・本庁舎へ4月に動くということで、各支所で機能が集約されると思いますが、海上支所は最終的にどんな機能が残るのですか。

**【生涯学習課長】**

- ・海上支所の管理は4月から生涯学習課になります。はっきりしているのは出張所が残ります。支所から出張所に代わりまして、4月下旬頃職員が本庁舎へ動きます。その後については、行政改革推進課でいくつか他の関係団体や民間活用も含めて協議しているところです。

**【教育長】**

- ・次回の教育委員会定例会は、2月19日（金）午前10時00分に開会することに決定する。

**1 1 教育長閉会宣言**